

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和元年5月29日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800651号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900013号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和61年12月頃から平成元年12月頃まで
② 平成4年12月頃から平成6年10月頃まで

A社に副社長のスカウトにて入社し、昭和61年12月頃から平成元年12月頃まで、B施設内にある「C店」に勤務した。その後再入社し、平成4年12月頃から平成6年10月頃まで再度「C店」及び同施設内にある「D店」に勤務した。両店ではE業務を担当していた。調査の上、請求期間の年金記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者はA社に入社し、同社が経営するB施設内にある「C店」及び「D店」という名称の店に勤務した旨主張している。

しかしながら、A社は、「C店」及び「D店」は同社とは別の会社が経営するテナントであるため、両店に勤務していた従業員のことは不明であり、請求期間当時から在職している者にも確認したが、請求者の氏名に覚えがないとしている旨陳述している上、請求者の請求期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

また、A社において請求期間に厚生年金保険被保険者記録がある者に、請求者が当時、E業務の際に使用していたFも提示して照会をしたが、「C店」及び「D店」がB施設の中にあつたことを知っている者は複数名いたものの、回答のあつた者の中にこれらの店に勤務していた者はおらず、請求者のことを記憶している者はいなかった。

さらに、B施設内で「D店」を現在経営している会社の事業主及び前述の照会に対し回答のあつた従業員のうち一人から、請求期間当時「C店」及び「D店」を経営していた会社はG社であるとの陳述が得られたが、同社は平成16年に破産しており、請求期間当時の事業主は既に死亡しているため、請求者の勤務実態について確認することができない上、同社の元従業員のうち一人は、E業務を担当する「H職」「I職」は、社員とは区別しており、厚生年金保険に加

入させることはない旨陳述している。

加えて、オンライン記録では、B施設が所在するJ市を管轄するK年金事務所管内に「C店」及び「D店」という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できず、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できるA社及び前述のG社の両社について、請求期間に被保険者資格を取得した者のオンライン記録を確認したところ、請求者の氏名は確認できず、厚生年金保険の整理番号に欠番はない上、請求者が請求期間①当時に同期入社したとする者の氏名も見当たらない。

なお、戸籍の附票により確認できる請求期間のうち昭和63年1月から同年3月までの住所について、請求者は、A社に入社する前に在籍していた事業所の寮の所在地である旨陳述していることから、当該期間において、請求者がA社に勤務していたとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800576号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900014号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和37年2月1日から昭和43年1月31日まで
② 昭和50年10月1日から昭和52年9月30日まで

A社における私の厚生年金保険の記録は、実際に勤務していた期間よりも被保険者期間が短くなっている。私の正しい生年月日は昭和17年*月*B日であるが、戸籍上の生年月日が昭和17年*月*B日ではなく昭和17年*月*C日になっていた経緯があるため、正しい生年月日で厚生年金保険の記録が見つかるかを確認して、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、昭和37年2月1日から昭和40年8月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険の被保険者記録については、昭和37年2月1日に被保険者資格を取得し、昭和40年8月1日に被保険者資格を喪失した記録が存在しており、既に保険給付の計算の基礎になる被保険者期間とされていることが確認できる。
- 2 請求期間①のうち、昭和40年8月1日から昭和43年1月31日までの期間について、請求者は、A社に昭和40年8月1日以後も引き続き勤務し、昭和43年1月末日まで勤務していたとしている。

しかしながら、事業主が総務省年金記録確認D地方第三者委員会(当時)に提出した請求者に係る当時の厚生年金保険に係る届出の複写式副本である「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書(写)」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書(写)」(以下「喪失確認通知書」という。)を全て確認したところ、昭和40年8月5日付けの社会保険事務所(当時)の確認印が押されている「喪失確認通知書」には、被保険者の氏名欄に「E」、資格喪失年月日欄に「昭和40年8月1日」、備考欄に「7月31日退職・転勤」と記載されており、事業主が請求者に係る被保険者資格の喪失に関する届を昭和40年8

月2日付けで提出していることが確認できる。

また、A社の現在の事業主は、事業主交代につき事務職が代わり、請求者に係る勤務実態、届出及び請求期間の厚生年金保険料の控除については不明であると回答しており、請求期間当時の事業主は、請求者の勤務について、記憶していないので不明であり、昭和40年8月1日以後も勤務していたことがわかる資料等は残っていないと回答している。

- 3 請求期間②について、上記のとおり、A社の現在の事業主は、請求者に係る勤務実態、届出及び請求期間の厚生年金保険料の控除については不明であると回答しており、請求期間当時の事業主は、請求期間②に係る請求者の勤務について、記憶していないので不明であり、請求期間②に勤務していたことがわかる資料等は残っていないと回答しているほか、同社において、請求期間②に厚生年金保険の被保険者であった同僚全員に同社における雇用保険の加入記録が確認できるところ、請求者には、請求期間②に係る雇用保険の加入記録が確認できないことから、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。

また、事業主が総務省年金記録確認D地方第三者委員会に提出した請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書(写)」及び「喪失確認通知書」には、請求期間②に関するものは見当たらない上、A社は昭和44年12月1日からF厚生年金基金(当時)(平成19年12月*日解散)の設立事業所となっているところ、企業年金連合会が同基金から引き継いでいる請求者の基金加入記録にも、請求期間②に係る記録はない。

- 4 A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和36年3月1日から昭和55年5月1日までの期間に、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した全員の記録について確認を行ったが、請求者が確認してほしいとする生年月日での請求者の被保険者記録は見当たらず、別の健康保険厚生年金保険整理番号での請求者の被保険者記録も確認できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険整理番号に欠番はない。

このほか、請求期間①のうち昭和40年8月1日から昭和43年1月31日までの期間及び請求期間②における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①のうち、昭和37年2月1日から昭和40年8月1日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険の被保険者記録の訂正を行う必要は認められない。

また、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①のうち昭和40年8月1日から昭和43年1月31日までの期間及び請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。